

佐賀県東部工業用水道規程第 1 号

佐賀県東部工業用水道の職の設置に関する規程（昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 31 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
別表 主幹、主査、 <u>副主査</u> 、主事、技師、会計年度任用職員	別表 主幹、 <u>主任主査</u> 、主査、主事、技師、会計年度任用職員

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。